

議案第 33 号

甲府市手数料条例の一部を改正する条例制定について
甲府市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。
令和 7 年 2 月 26 日提出

甲府市長 樋 口 雄 一

甲府市手数料条例の一部を改正する条例
甲府市手数料条例（平成 12 年 3 月条例第 9 号）の一部を次のように改正する。
別表第 34 号を次のように改める。

(34) 宅地造成及び特定盛土等規制法（昭和 36 年法律第 191 号）第 12 条第 1 項に基づく宅地造成等又は同法第 30 条第 1 項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の許可の申請に対する審査	1 件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 宅地造成又は特定盛土等を行う場合 次に掲げる盛土又は切土をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ㊦ 500 平方メートル以内のもの 15,000 円 ㊧ 500 平方メートルを超え 1,000 平方メートル以内のもの 26,000 円 ㊨ 1,000 平方メートルを超え 2,000 平方メートル以内のもの 37,000 円 ㊩ 2,000 平方メートルを超え 3,000 平方メートル以内のもの 54,000 円 ㊪ 3,000 平方メートルを超え 5,000 平方メートル以内のもの 62,000 円 ㊫ 5,000 平方メートルを超え 10,000 平方メートル以内のもの 85,000 円
---	---

(㉔) 10,000平方メートルを超え
20,000平方メートル以内のも
の 130,000円

(㉕) 20,000平方メートルを超え
40,000平方メートル以内のも
の 210,000円

(㉖) 40,000平方メートルを超え
70,000平方メートル以内のも
の 330,000円

(㉗) 70,000平方メートルを超え
100,000平方メートル以内のも
の 460,000円

(㉘) 100,000平方メートルを超えるも
の 600,000円

イ 土石の堆積を行う場合 次に掲げる土石の堆積
をする土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定
める金額

(㉙) 500平方メートル以内のも
の 10,000円

(㉚) 500平方メートルを超え1,000平方メ
ートル以内のもの 13,000円

(㉛) 1,000平方メートルを超え2,000平
方メートル以内のもの 15,000円

(㉜) 2,000平方メートルを超え3,000平
方メートル以内のもの 18,000円

(㉝) 3,000平方メートルを超え5,000平
方メートル以内のもの 26,000円

(㉞) 5,000平方メートルを超え10,000
平方メートル以内のもの 30,000円

(㉟) 10,000平方メートルを超え

	20,000平方メートル以内のもの 36,000円 (イ) 20,000平方メートルを超え 40,000平方メートル以内のもの 50,000円 (ロ) 40,000平方メートルを超え 70,000平方メートル以内のもの 68,000円 (ハ) 70,000平方メートルを超え 100,000平方メートル以内のもの 100,000円 (ニ) 100,000平方メートルを超えるもの 120,000円
--	---

別表第34号の次に次のように加える。

(34) の2 宅地造成及び特定盛土等規制法第16条第1項の規定に基づく宅地造成等又は同法第35条第1項の規定に基づく特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の計画の変更許可の申請に対する審査	1件につき、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更を行う場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が60万円を超えるときは、その手数料の額は60万円とする。 (イ) 宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画の変更（(ロ)のみに該当する場合を除く。）については、盛土又は切土をする土地の面積（(イ)に規定する変更を伴う場合にあつては変更前の盛土又は切土をする土地の面積、盛土又は切土をする土地の縮小を伴う場合にあつては縮小後の盛土又は切土をする土地の面積）に応じ、前号アに規定する額に10分の1を乗じて得た額 (ロ) 新たな土地を盛土又は切土をする土地へ編入する場合に係る宅地造成又は特定盛土等に関する
---	--

	る工事の計画の変更については、新たに編入された盛土又は切土をする土地の面積に応じ、前号アに規定する額 ㊦ その他の変更については、１０，０００円 イ 土石の堆積に関する工事の計画の変更を行う場合 次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が１２万円を超えるときは、その手数料の額は１２万円とする。 ㊦ 土石の堆積に関する工事の計画の変更（㊦のみに該当する場合を除く。）については、土石の堆積をする土地の面積（㊦に規定する変更を伴う場合にあっては変更前の土石の堆積をする土地の面積、土石の堆積をする土地の縮小を伴う場合にあっては縮小後の土石の堆積をする土地の面積）に応じ、前号イに規定する額に１０分の１を乗じて得た額 ㊦ 新たな土地を土石の堆積をする土地へ編入する場合に係る土石の堆積に関する工事の計画の変更については、新たに編入された土石の堆積をする土地の面積に応じ、前号イに規定する額 ㊦ その他の変更については、１０，０００円
(34) の３ 宅地造成及び特定盛土等規制法第１８条第１項の規定に基づく宅地造成若しくは特定盛土等又は同法第３７条第１項の規定に基づく特定盛土等に関する工事の中間検査の申請に対する審査	１件につき、次に掲げる土地の面積の区分に応じ、それぞれ次に定める金額 ア １，０００平方メートル以内のもの ２，８００円 イ １，０００平方メートルを超え２，０００平方メートル以内のもの ３，４００円 ウ ２，０００平方メートルを超え３，０００平方メートル以内のもの ３，９００円 エ ３，０００平方メートルを超え２０，０００平方メートル以内のもの ４，４００円

	方メートル以内のもの 5, 700円
オ	20, 000平方メートルを超え40, 000平方メートル以内のもの 11, 000円
カ	40, 000平方メートルを超え70, 000平方メートル以内のもの 22, 000円
キ	70, 000平方メートルを超え100, 000平方メートル以内のもの 39, 000円
ク	100, 000平方メートルを超えるもの 57, 000円

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

提案理由

宅地造成及び特定盛土等規制法に基づく工事の許可申請等に係る手数料を定めるについては、この条例を制定する必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。